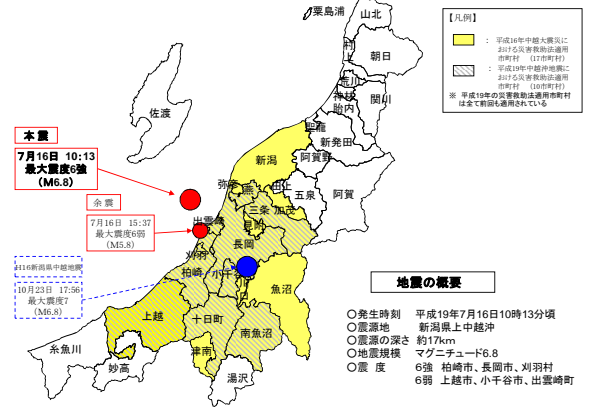


復興過程における戦略的な生活再建の推進 ～新潟県柏崎市の挑戦～

新潟大学 災害復興科学センター
田村圭子

新潟県を襲った2つの災害： 2004新潟県中越地震、2007中越沖地震



自然災害発生時、 行政における原発対応



効果的な災害対応を目指して

- 産官学民連携チーム
 - 新潟大災害復興科学センターと新潟県
 - チームにいがた(県+県内市町村+産学民)
 - 研究者チーム(京大、名大、横浜国大、新潟大)
 - 企業チーム(にいがたGIS協議会、ESRIなどのGIS関連企業)
 - 専門ボランティア
- 地図を用いた状況認識の統一
 - 新潟県災害対策本部における地図作成班・資源管理班
 - 柏崎市における生活再建支援業務の支援活動

柏崎市

- 人口:94,644人、世帯:33,684(平成17年国勢調査)
- 平成17年年5月1日、刈羽郡西山町、高柳町を編入合併
- 菓子メーカー、ブルボンの本社と工場が市内にある。
- 日本石油(現在の新日本石油)の創業地。かつては石油精製業で栄えた。
- リケン創業の地。工場が市内2箇所にある。
- 東京電力の柏崎刈羽原子力発電所があり、首都圏に電力供給。出力は1発電所では世界最大の規模。



新潟県海岸沿いのほぼ真中に位置する地方都市

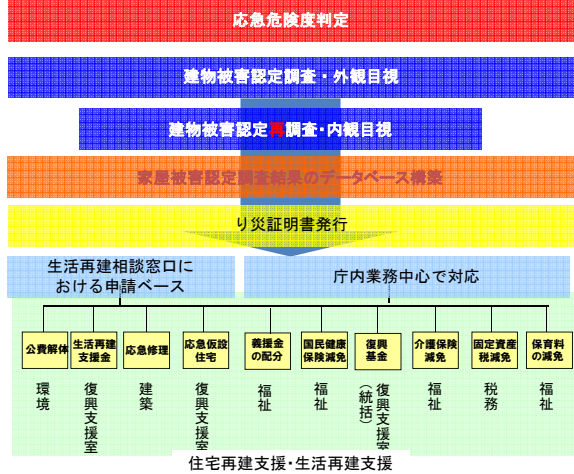


鯨波海水浴場



花火大会(7月)

調査結果が生活再建支援業務に反映される業務の全体像



個別課題①

応急危険度判定

- 県の建築住宅課が建築士協会に要請をかけた実施
- 「建物に入ってよいかどうか」を判断する外観目視調査→家屋被害認定では(建物構造上)一部損壊と判断される対象でも、例えばガラスが割れる、屋根の一部崩落の危険などがある物件についても赤・危険判定ができる
- 被災者の理解: 応急危険度・赤=住めない(外観目視による建物構造被害判定は既に済んでいる)→家屋被害認定調査の際に、住み続けられるかどうかの判断を求め、内観目視をしてほしいと考える



被災者の生活再建支援

- 被災者生活再建支援法
 - 住家の被害認定に基づく支援 (全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、被害なし)
- 改正法(平成19年12月12日公布)
 - 住宅本体の建設・購入費及び補修費への支援金の使用を認める
 - 年齢や収入等の支給要件を廃止
 - 遡及適用を認める
 - 現行の積算方式を改めて一括払方式を採用

建物被害認定調査結果を生活再建支援業務に反映する業務の仕組みが必要

災害に係る住家の被害認定の概要(内閣府)

1. 被害認定基準

柏崎市の方針

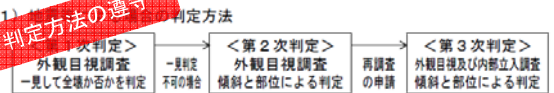
被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が下表の①又は②のいずれかによって行う。

被害認定基準	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
① 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
② 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

2. 具体的判定方法 (②損壊基準判定(経済的被害)で判定する場合)

具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する

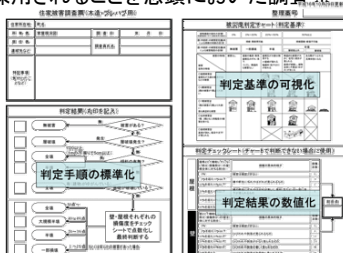
(1) 判定方法の遵守



被害認定技術の習得

過去に実績のある調査技術の採用

- DATS (Damage Assessment Training System)
- 防災科学技術研究所地震防災フロンティア研究センターの堀江啓研究員(当時)を中心に開発
- 非専門家が調査員に採用されることを念頭においた調査票を含む調査技術



被害認定技術の習得

調査の担い手の質の担保: 家屋被害認定調査のための職員研修



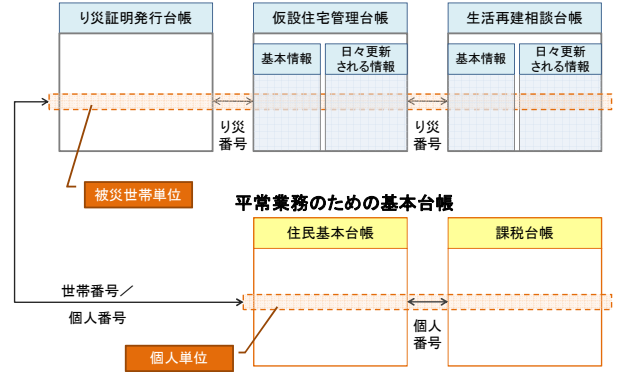
判定方法の遵守

家屋被害認定方法の遵守

- 「内閣府のガイドラインに基づく」ことが期待されるが、被災市町村にその運用が任されているのが実態→「公平性」の実現に問題
 - 被災市町村によって被害認定方法が違う
 - 基本: 外観目視による建物構造被害の判定→必要があれば内観目視による内部調査の実施
 - 実際の運用例: 外観目視と内観目視の同時実施
 - 実際の運用例: 申請ベース(被災者から申し出があった家屋のみ調査) vs 全戸調査(被災地域を特定し全戸を調査)

各台帳の統合による被災者台帳の実現

災害対応のための基本台帳



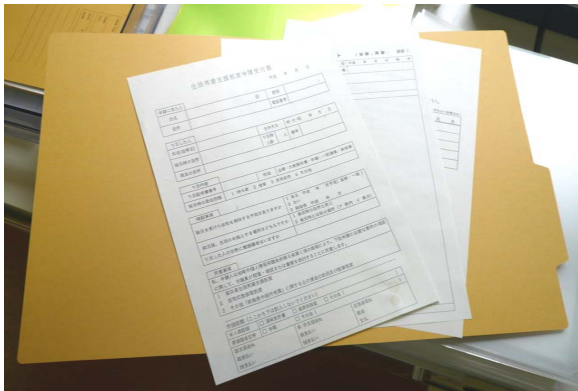
フォルダで管理される被災者情報



フォルダで管理される被災者情報



各フォルダの中身



被災者生活再建支援基本情報閲覧画面

登録情報の確定

申請者情報

被災者情報

建物被害状況

建物所有状況

被災者世帯の基本情報

各種支援の進捗状況

国支援金の支給状況確認画面

申請者の基本情報

申請者番号: [] 支給番号: []

申請者: フリガナ [] 相談者番号: []

フリガナ []

被災時住所: 〒 [] 柏崎市

現在の住所: 〒 [] 柏崎市

電話番号: []

被害状況: 主要 世帯構成: 専政

世帯年収: [] 世帯種別: A世帯

口座情報

口座名義: フリガナ []

銀行名: 新潟県信用組合

銀行コード: 2301

支店名: 柏崎支店

支店コード: 029

口座種別: []

口座番号: []

口座管理番号: []

口座開設日時: []

振込先

新制度の申請状況

申請の追加

基礎支給金: 全額 1,000,000 円

加算支給金: 雑居・購入 2,000,000 円

生活関連支給済額: 1,000,000 円

居住関連支給済額: 999,600 円

合計支給済額: 1,999,600 円

申請状況の確認

旧制度の申請状況

申請回数: 03

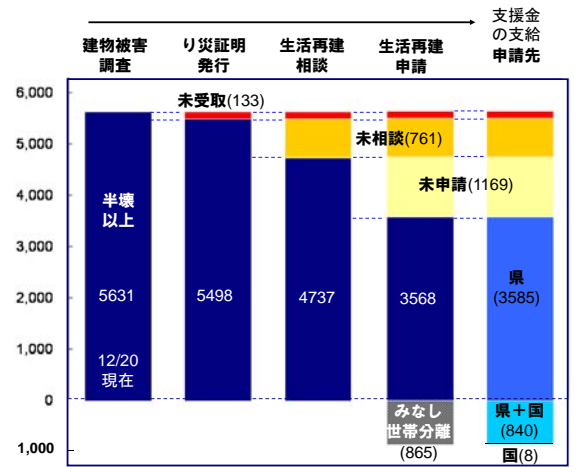
支給番号: []

生活関連支給済額: 1,000,000 円

居住関連支給済額: 999,600 円

合計支給済額: 1,999,600 円

申請状況の確認



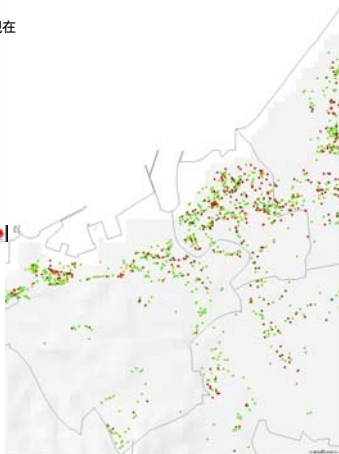
被災者生活再建支援現況図

【非公開】

12/20現在

凡例

- 相談なし(住宅・半壊以上)
- 相談のみあり
- 県支援金のみ申請済
- 国支援金のみ申請済
- 県支援金・国支援金を申請済



仮設住宅入居世帯の個別情報の空間的な把握

【概要】

各入居世帯の情報とり災証明発行のデータを結合させ、仮設住宅地図と連動させることで、仮設入居・退居に応じて「ある時点」での入居世帯の状況を可視的に把握することができる。

【使用データ】

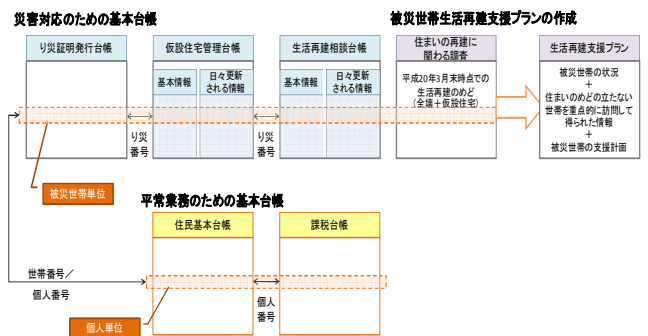
- 仮設住宅入居者台帳
 - 入居世帯主、連絡先など
- り災証明発行台帳
 - 被災度判定結果
- 仮設住宅白地図



生活再建支援業務の支援

- 被災世帯・住まいの生活再建支援プランを出す。
 - 支援の方向性を決めるために必要な項目を仮説化して設定している。
 - 基本情報: 構成員の年齢、性別、職業、年収、り災状況、同居・別居、転入・転出、被災時の住居、現在の住居、被害(人的、建物内部、地盤) → 既存台帳 + 調査結果
 - 訪問から得られた情報: 支援金の受給の有無、復興公営住宅に入れるか否か、資金が十分あるか、支援者が居るか、こことからの健康状態など
 - 住まいの再建目途の意思・実現性に基づく支援プランの構築。

被災世帯生活再建支援プランの作成



これまでの経緯

- 生活再建支援における重点的に取り組む対象者の決定
 - ①仮設住宅居住世帯+②それ以外の全壊世帯
 - ①復興支援室、保健師、LSA+②部課長
- 住まいの再建調査(訪問→留め置き→訪問回収、聞き取り、相談)2月末～3月
 - 住まいの再建めど…立ったか(時期)／立っていない
 - 公営住宅の入居希望
- 訪問調査
 - ①調査時点「めどがたっていない世帯」(復興支援室)、健康上の問題がある世帯(保健師)、LSA(要援護者)→4月～5月
 - ①調査時点「めどがたった世帯」→現在
 - ②部課長訪問→完了

今後の取り組み

- 目標:今夏までに大方の被災世帯に住まいの再建目処を立てていただく
- 具体的な対応
 - 仮設住宅「住まいの再建調査時点で目処が立っていなかった」世帯への訪問の結果を受け、それぞれの対応方針に沿って、個別相談・支援を継続実施
 - 今後は仮設住宅「住まいの再建調査時点で目処が立っている」世帯についても、世帯訪問を実施し、再建の様子を確認する
 - 仮設住宅居住世帯以外の全壊世帯についても訪問調査を実施する

個別訪問相談の目的

- 住まいの再建方針と目途について確認する
 - 具体的な再建方針は決まっているか
 - 決まっていない場合、本人の希望は何か
 - 決まっている場合は時期的な目途はいつ?
- 住まいの再建を進めるうえでの課題を探る
 - 資金? 家族? 健康? 地盤被害? ……
- 再建を支援してくれる人の有無や課題を確認する
 - 子供・親との交流状況や支援の可能性
 - 家族等に関わる困りごと
- 心と体の状況について確認する
 - 心と体の具合や通院状況
 - 要介護度や障害の程度など